

社会福祉法人ぷらうらんど

令和4年度 事業計画

1 基本理念

うまれてよかった

2 運営指針

社会福祉法人ぷらうらんどは、高知県の発達障害児の療育を遂行するため、以下の基本理念、療育基本指針に則りサービスを提供する。

3 基本方針

1) 子ども一人ひとりの成長発達に対応したエビデンスのある療育を行う

①近隣の医療機関との連携による「生活モデル」の療育を目指す。

2) 高知県の東・西圏域において中核的な児童発達支援センターとしての役割を担う

①相談支援事業においては、新生児訪問及び健診等へ参加し市町村の保健センター等と連携を図り、子育て支援の延長線上で0才からの産後ケアを実施していく。また家庭教育支援を重視し、教育、福祉、医療等でチームアプローチしていく。

②保育所等訪問支援事業においては、専門職を派遣し、子どもの発達に応じた適切なアセスメントに基づく実効性のある具体的方法をしっかり引き継いでいく。

3) 児童福祉施設としての地域への貢献を行う

障害の有無にかかわらず、療育の専門性を活かし、かかわる全ての子どもを対象に、従来の「子育て支援」から子どもの発達（育ち）を保障していく。そして親以外のたくさんの人の手を子育てに活かし、子どもの生活と体験を豊かにし「経験知」を持つ地域住民が、若い世代の親を支援しながら育てていくというコミュニティーが、かつて持っていた「循環」を再生して、誰もが安心して子育てできる仕組みを地域で創っていく。

4 療育基本指針

①発達に「気がかりのある」子どもを対象に

②日常生活のなかで、困っていることや苦手なことに対して

③その理由をアセスメントして

④訓練や練習ではなくて「遊び」を通して解決し

⑤ぷらうらんどチームでサポートし

⑥日常生活での不自由をなくしていく

5 療育の具体的方法

1) 感覚統合療法を取り入れ

①身体（運動）・言葉の発達や

②生活習慣（食事・排泄・更衣・睡眠・清潔等）を身につけ

③環境に応じた行動がとれるように発達を促す

2) ぷらうらんど社会教育プログラムを使って

- ①生活体験・自然体験などの体験活動を通して
- ②思いっきり身体を動かし
- ③なぜ?どうして?と頭を使って自ら考え
- ④実践し
- ⑤自ら学び・気づき

「社会性」や「人とかかわる力」「臨機応変に対処する能力」を身につけ

「やる気」や「学ぶ」などの生きていくための力である基礎体力をつけていく。

3) コンセプト

視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚の五感を使って

「体験」：実際やってみて「できた」という成功体験を通して「できる」という自己肯定感を高める。

「発見」：感動、おどろき、ひらめき、気づく。

「冒険」：もっともっとやってみたいと新しいことにチャレンジする。

「ほっとけん」：保護者に伴走していく。

4) 保護者への家庭教育支援を行う

子どもにとって、やったことのないことはできない。教わっていなければやり方が分からない。練習しなければ上手にならない。子育てで悩む「しつけ」について、放っておいてもできるようになることはなく、できるようにするためには、一緒にやる必要がある。そのため、具体的な方法を子どもの発達状況に合わせて、保護者と共に伴走（取り組み）し、「しつけ」の支援を行う。

【 児童発達支援センター 】

【基本方針】

- 1 発達に気がかりのある子どもを対象に、日常生活の中で困っていることや苦手なことに対して、その理由をアセスメントし、訓練や練習ではなく遊びを通した活動の中で成功体験を積み、日常生活での不自由をなくしていく。
 具体的には、感覚統合の視点を取り入れ、運動発達やことばの発達を促し、基本的な生活習慣（食事・排泄・更衣・睡眠・清潔等）を身につける。
- 2 地域住民との日常的な交流を通して、生活体験や自然体験の機会を拡充し、社会性やコミュニケーション能力、臨機応変に対処する能力等生きる力を育てる。
- 3 保護者への伴走型家庭教育支援を行う。

1 児童発達支援事業

ぶらうらんど kouminkan ひだか	ぶらうらんど kouminkan たの
<p>1 令和3年度高知県施設整備事業において、新施設が完成し療育環境も整備され、令和4年2月から新施設で営業を開始した。</p> <p>令和4年度は、管内市町村からの委託事業を通して、支給決定の対象児を診断の有無にかかわらず、診断前支援の必要な児に広げられるように、母子保健と連携を図り、乳児健診後の要フォロー児を支給決定につなげ、早期療育の仕組みづくりに関係市町村と取り組んでいく。</p> <p><いの町委託事業></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乳児健診（4か月・7か月）年17回へスタッフとして参加する。 ② 乳児健診後のフォロー訪問を実施し早期の発達支援につなげる。 	<p>1 令和4年度は、管内市町村との連携を密にし、可能な市町村から発達支援のための仕組みづくりに取り組んでいく。</p> <p><中芸広域連合委託事業></p> <ol style="list-style-type: none"> ①乳児健診・1.6才健診・3歳児健診年12回へスタッフとして参加する。 ②新生児訪問への同伴を行う。 ③健診後のフォロー訪問及びフォロー教室を実施する。 <p><室戸市委託事業></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ゆうゆう広場（療育教室） <ul style="list-style-type: none"> ○発達相談を実施する ○フォロー訪問を実施する。 ②保護者自助グループの支援 <ul style="list-style-type: none"> ○保護者による長期休暇支援のための自助グループへの相談支援を実施する。

2 障害児相談支援事業	
<p>【基本方針】 委託を受けた市町村と連携を図り、計画相談においては解決すべき課題を明確にし、支援目標を立て課題解決に向けてプランを作成する。そして、課題解決に必要な福祉サービスへつなぎタイムリーなモニタリングを行い課題を解決する。計画相談終了後は、一般相談として必要な期間継続的に保護者へ伴走する。</p>	
ぷらうらんど kouminkan ひだか	ぷらうらんど kouminkan たの
<いの町からの委託> ○年間 60 件の計画相談の委託を受ける。 <日高村からの委託（継続）> ○年間 20 件の計画相談の委託を受ける	<中芸広域連合からの委託（継続）> ○年間 40 件の計画相談の委託を受ける
3 保育所等訪問支援事業	
<p>【基本方針】 専門職（児童発達支援管理責任者及び担任）を保育所に派遣し、利用児の発達に応じた適切なアセスメントに基づき、実効性のある具体的方法をしっかり保育所等に伝えていく。</p>	
ぷらうらんど kouminkan ひだか	ぷらうらんど kouminkan たの
サービス提供地域について実施していく。	サービス提供地域について実施していく。
【 放課後等デイサービス 】	
<p>【基本方針】 ひとりひとりの発達段階に応じて、空間・視覚認知や運動能力（粗大運動・微細運動・協応運動）、時間の感覚、状況の理解等、生きるための基礎となる能力をつけていく。</p>	
ぷらうらんどひだか	ぷらうらんど中芸
1 令和 4 年度は、学習のつまづきについて、絵画語彙検査・音韻検査・ひらがな単語聴写テスト等を実施し、発達検査値を参考にし、つまづきに対して発達特性に応じた具体的な支援を行う「もこの活動」を実施する。宿題については自主学習の場として位置づけ、学力保障にかかる学習支援は行わない。 2 集団療育として、和太鼓（月 2 回）に取り組んでいく。	令和 2 年度より休止中。 本年度も事業を休止とする。

【 児童家庭支援センターぷらうらんど 】

【基本理念】

高知県東部地域 2 市 7 町村を担当し、地域の児童福祉に関する問題について、児童発達支援事業を実施している強みを生かし、児童虐待未然防止を目的とし、保護者の子育てに関する悩みや相談に応じるとともに、日常生活における子育ての実際について具体的に提示し伴走する。

- 1 児童発達支援センターを田野町及び日高村に開所していることから、ぷらうらんど kouminkan ひだかの利用児に対しても同様に取り組む。
- 2 関係市町村要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、市町村の要請に応じた支援を行う。
参加している要保護児童対策地域協議会：中芸広域連合・室戸市・東洋町
- 3 関係機関との連携を図り、要保護児童・家庭の情報把握につとめ、問題解決に向け充実した相談支援活動を行う。
- 4 児童家庭支援センター連絡協議会（高知県・四国・全国）に参加し、情報共有や事例研修を行う
- 5 虐待防止に関する研修を実施する。

【 医療的ケア児を受け入れるための事業 】

- 1 目的：医療的ケア児に特化した訪問看護ステーションの開設を検討する。
開設に伴い医療的ケア児のみならず高齢者・障害児・者を含む地域共生社会（ぶらたうん）の実現につなげる。
 - 2 背景：2016（H28）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」では、重症心身障害児等の定義に該当しない「医療的ケア児」も位置づけられた。
 - 3 課題：☆経営が成り立つのか？
☆介護保険制度（市町村）・後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）健康保険等医療保険制度（各種保険者等）・公費負担医療制度（国・県等）→ニーズがあるのか？
- 令和 4 年 3 月 5 日理事会終了後、高知県看護協会訪問看護ステーション山本所長を講師に勉強会を実施した。参加者：理事（2 名）・理事長・総合施設長・総括課長
- 令和 4 年 3 月 30 日高知県立大学看護学部森下先生との検討会開催。

【 社会貢献活動：本部 】

<地域協働事業>

①地域まるごとよろず相談

○タイムリーにノンストップで生活での困りごと等何でも相談を受ける

②農楽部との協働事業

○作る食べるおすそ分けファーム

☆米・野菜の自給自足

☆耕作放棄地の再生

☆ぷらカフェ：給食ランチを提供する。

○里山まるごとDIY

☆療育別館・キャンプ場・遊歩道・土手づくり等

新集会所「ぬくもり処」の事業計画に位置づけ実施していく。

○祭りつなげ隊

☆地区の神事等の手伝い

③新集会所「ぬくもり処（ぬくもりと）」との協働事業

☆新館長（岡田氏）及び新組織結成（事務局長：山下）

○いきいき百歳体操（月：2回）・JA ミニデイサービス（月1回）

○和太鼓（月：2回）

○ぷらうらんど kouminkan ひだか女性教室（2か月1回）

○地域合同防災訓練（年2回）・救命救急講習（年1回）・一斉清掃（年2回）

○年間事業計画の作成

☆月曜日～金曜日（10:00～16:00）まで、毎日開いている集会所を目指す

④夏休み期間中に、親子宿泊体験活動を行い、ペアレントトレーニングや自然体験活動を通して

○保護者に対しては子どもへの具体的ななかかわり方を学習する場を提供する。

○利用児に対しては、思いっきり身体を動かし、なぜ？どうして？と自ら考え、実践し気づくという生きる力の基盤をつくる。

☆本年度は工石山青少年の家を利用：8月18（木）・19（金）・20（土）日に実施する。

☆療育別館・遊歩道・キャンプ場が整備されしだい、ぷらうらんど kouminkan ひだかにて実施していく。

⑤劇団カップ座による、創立記念日事業を3月5日（日）に実施する。